

山形市と山形県立山形東高等学校との連携・協力に関する協定書

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月24日

山形市（以下「甲」という。）と山形県立山形東高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもと、地域課題の研究、地域との協働等の分野において相互に協力することにより、将来の郷土やまがたを担うグローバルな視点を持つ人材の育成に資することを目的とする。

乙 山形市緑町一丁目5番87号

山形県立山形東高等学校

校長 佐藤 俊一

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 地域課題の研究に係る事業の推進及び支援に関すること。
- (2) 地域との協働に関すること。
- (3) 地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。